

家電リサイクル法家電の排出方法 (ごみステーションへは提出できません。)

家電リサイクル法家電

- ◎ テレビ (ブラウン管、プラズマ式、液晶式)
- ◎ エアコン
- ◎ 冷蔵庫・冷凍庫
- ◎ 洗濯機・衣類乾燥機

右の方法で処分してください。

- ① 買い替えの場合→新しいものを購入する小売店への引渡し
- ② 廃棄だけの場合→廃棄するものを購入した小売店への引渡し
- ③ 廃棄したいが、購入した店がない又は覚えていない等、小売店への引渡しが不可能な場合
 - 国が指定した引取場所への持ち込み (家電リサイクル券と製品を指定引き取り場所へ持ち込んでください。)
 - (株)大協商店 美濃加茂市前平町1-72 ☎0574-26-3215
 - 町許可業者への引渡し

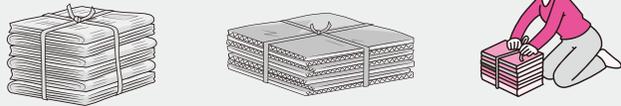
※料金の支払について

- ①、②の場合…「料金販売店回収方式」小売店にて、リサイクル料金と収集・運搬料金を支払います。
- ③の場合…「料金郵便局振込方式」郵便局にて、リサイクル料金を支払い、家電リサイクル券を受け取ります。

○資源集団回収にご協力ください。

新聞紙、雑誌、ダンボール等は、町内各保育園、小中学校等団体が定期的を実施する、資源回収にご協力をお願いします。

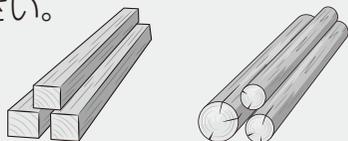
また、営利を目的としない公共団体であって、定期的に資源回収を行う団体に対しては、町より奨励金を交付しています。



○木くず、枝葉、角材の処分について

- ◎直径3cm以下のもの…燃えるごみ
- ◎直径3cmを超える～10cm未満のもの…粗大ごみ (1m程度に切って束ねる)

- ◎直径10cm以上のもの…処理困難物
→木くず処理業者か、町許可業者に
ご相談ください。



○使わなくなったPCはリサイクル

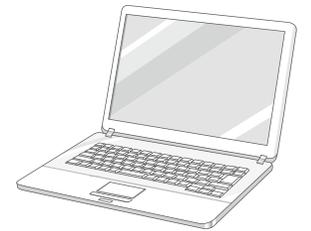
PCリサイクルマーク



平成15年(2003年)10月以降に購入されたパソコンはご家庭から無料で排出することができます。リサイクル処理費だけでなく、運送費も不要です。現在販売されている家庭向けパソコンには、無料で引き取りされるパソコンであることを示すPCリサイクルマークが表示されています。

PCリサイクルマークのついていないパソコン(平成15年9月までに購入された製品)は、回収再資源化料金を支払う必要があります。

- ◎引き取り依頼は、パソコンメーカーに直接申し込みます。マークがついてない製品の処分もパソコンメーカーに相談してください。
- ◎パソコンの引き取りは、全国の郵便局が窓口になり、エコゆうパックで宅急便として再資源化センターに運ばれ、リサイクルされます。
- ◎リサイクルの対象
デスクトップ型パソコン(本体)、ノートブック型パソコン、ブラウン管(CRT)式ディスプレイ、液晶型ディスプレイ、ディスプレイ(CRT又は液晶)一体型のパソコン
- ◎「メーカーが事業撤退や倒産して回収義務のある事業者がいなくなったパソコン」「消費者が海外から直接輸入したパソコン」「自ら組み立てたパソコン」はどうすれば良いか。
→上記のようなパソコンを「メーカー等不存在パソコン」といい、『パソコン3R推進協会』が有償で引き取ります。



問い合わせ先

使用済みとなったパソコンメーカーのリサイクル受付窓口にお問い合わせください。
家庭系パソコンの回収・リサイクルに関する全体的な問い合わせ窓口は

『パソコン3R推進協会』まで。

☎03-5282-7685 HP: <http://www.pc3r.jp>

○し尿汲み取り日のご案内

- 毎週月曜日** 第1…下麻生、下吉田 第2…上川辺、神坂、鹿塩
第3…石神、中川辺、下川辺
第4…下飯田、福島、比久見、中野、西栃井

申し込みは1週間前までをお願いします。

※年末年始等は汲み取り週・汲み取り日に変更になる場合があります。
詳しくは **岐東衛生社 (☎53-2073)** までお問い合わせください。

～ごみの屋外焼却は禁止されています～

ごみを屋外で焼却することは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。屋外焼却は、ダイオキシンの発生源となって環境汚染の原因となります。また、悪臭や黒煙が発生し、近所に迷惑をかけたたり、火災を引き起こす原因にもなります。ごみの処分は、町の分別収集を確認し適正に処理をしましょう。

【屋外焼却が例外的に認められているもの】

「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」として定められた次のような行為

- どんど焼きなど風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- 稲わら、田畑で除草した草、剪定した枝、魚網にかかったごみ、流木など、農業・林業または漁業を営むためにやむを得ない焼却
- 一般家庭で日常生活を営む上で行われる木くずや落ち葉の焼却、たき火などの軽微な焼却



※例外に該当すると思われる焼却についても、近隣に多大な迷惑となる場合があります。必ず近隣への影響に配慮した上で行ってください。町へは多くの苦情が寄せられています。

生ごみ堆肥化装置を活用して、生ごみを減らしましょう。

町では、家庭から出る生ごみの減量と堆肥化による有効利用を促進するため、生ごみ堆肥化装置の購入に対し、補助金を交付しています。

種類	補助金額	補助限度額	補助の限度基数
コンポスト容器方式	購入金額の 2分の1	3,000円/基	1世帯1基/5年
機械器具方式		20,000円/基	
密閉発酵容器方式		1,000円/基	1世帯2基/2年

- ◎申請書は、役場産業環境課窓口か、町HPより取得してください。
- ・申請書には「購入者の氏名及び品名が明記され、購入店の印のある領収書」を必ず添付してください。
 - ・窓口の場合は、「購入者の氏名及び品名が明記され、購入店の印のある領収書」「印鑑」「補助金の振込先口座がわかるもの」を持参していただくと、スムーズに申請ができます。



～犬の飼い主のみなさんへ～

狂犬病予防法により、次のことが飼い主の責務として義務付けられています。

○犬の登録

犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合は、生後90日を経過した日）から30日以内に犬の登録を済まし、交付された鑑札を必ず犬に着けてください。
※登録は生涯1回です。



○狂犬病予防注射

注射は毎年受けてください。接種後、注射済票の交付を受け、必ず犬に着けてください。

○登録内容に変更が生じた場合は届出が必要です。

所有者の変更、犬の転入・転出、死亡等、登録内容に変更があった場合は届出が必要です。
※犬が死亡したら…火葬場：可茂聖苑 (☎0574-26-2622)
詳細は直接お問い合わせください。

○犬が迷子になったら…

すぐに役場、川辺交番 (☎53-2002)、中濃保健所 (☎0574-25-3111) に連絡してください。

